

入札公告

次のとおり一般競争入札（総合評価）を実施します。

令和6年7月22日

支出負担行為担当官

山口労働局総務部長 吉高 徹

1 調達の内容

- (1) 調達件名 山口労働局助成金センターにおけるレンタカー賃貸借契約（小型自動車）
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 納入場所 山口市緑町3番29号 山口労働局助成金センター
- (4) 契約期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日
(ただし、令和6年12月28日から令和7年1月5日までの間は、必要に応じてレンタカーの引上げを可能とする)
- (5) 入札方法
 - ア 本案件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式により行うこととする。環境性能に係る指標は、燃費値（燃料1リットルあたりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。）とする。
 - イ 入札は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札者は、入札書を提出する際、賃貸借を行おうとする自動車の名称、型式、環境性能、その他仕様書に定める要件に係る内容を証明した性能等証明書（当局指定の様式による。）を併せて提出すること。

2 競争参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」で「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所

山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館6階
山口労働局総務部総務課会計第一係 電話 083-995-0364

4 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 期間

令和6年7月22日(月)午前9時～同年8月5日(月)午後5時
(午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。)

(2) 入手方法

山口労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/>)
ホーム>お役立ち情報・調達情報>入札情報からダウンロード又は上記3記載の場所において
手交する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所 上記3に同じ。

(2) 入札書の受領期限 令和6年8月6日(火)正午

(3) 開札の日時及び場所 令和6年8月6日(火)午後1時30分

山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館6階

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有し、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

(6) 契約関係書類の押印

担当者等から提出される資料については、契約書を除き全ての契約関係書類で押印を不要とするが、事業者として決定した正式な資料であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収する場合があります。

(7) その他

詳細は入札説明書・仕様書による。